

林業普及指導事業の資格試験制度等に関する検討会報告書

平成16年4月

はじめに

林業普及指導事業については「林業普及指導事業の在り方に関する懇談会」報告(平成15年4月)及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」(平成15年6月27日閣議決定)を踏まえ、事業の重点化、効率化等に取り組むことが必要となっており、森林法の一部改正を行うなど制度改革が進められているところである。

この林業普及指導事業の制度改革において、現行制度における林業専門技術員、林業改良指導員の2種類の普及指導職員を一元化し、高度な技術指導等を行う新たな普及指導職員として、林業普及指導員を設置することとしており、平成17年度から新たに林業普及指導員の資格試験を行うこととなっている。このため、林業普及指導員の資格試験及び研修の実施に向けた具体的方策を検討することが必要となっている。

「林業普及指導職員の資格試験制度等に関する検討会」は林業普及指導員の資格試験制度、研修制度の在り方等資格・養成に関する事項について総合的な検討を行うことを目的に、林野庁長官の依頼を受け発足したものである。

当検討会では、平成15年11月25日の第1回会合以来、これまで3回にわたり、議論・検討を重ねてきた。当検討会がこれまで行ってきた検討結果をとりまとめたものが本報告書である。

資格制度

1 資格試験制度のあり方

近年、森林に対する国民の要請が、木材生産を中心とするものから森林の多面的機能の発揮へと多様化するなど、林業普及指導事業の活動領域が一層広がっている。一方で、都道府県の行財政改革の流れの中で、普及指導職員数は減少傾向で推移しており、限られた人員体制の中で地域の状況に即して取り組むべき課題に柔軟に対応できる普及指導体制を確立する必要があることから、林業専門技術員、林業改良指導員の2種類の普及指導職員がそれぞれの役割分担のもと普及指導活動を行うという現行制度を見直し、調査研究と普及指導を一元的に実施する「林業普及指導員」を新たな普及指導職員として設置することが方向づけられている。

林業普及指導員は、これまで林業専門技術員が行ってきた業務(試験研

究機関と密接な連携の下、専門の事項について調査研究を行う業務)と、林業改良指導員が行ってきた業務(直接森林所有者等と接し、森林・林業に関する技術・知識を普及・指導する業務)の両方を行うことになる。このため、林業普及指導員には、高度な専門技術に関する知識を有するとともに、現場における課題解決能力を備えていることが求められることとなる。

ここでは、以上の基本的考え方に沿って、新たな普及指導職員の資格試験の具体的な在り方の方向について検討結果の整理を行いたい。

(1) 試験の目的

林業普及指導員資格試験(以下「資格試験」という。)は、資格試験合格者が、任用の段階で林業普及指導員として必要な一定以上の資質を有する者であることを担保するために実施することを目的とする。

(2) 試験の難易度

林業普及指導員は、現行の林業専門技術員が実施してきた調査研究業務を引き続き担うこととなるため、資格試験合格者の技術・知識のレベルが、現行の林業専門技術員よりも低下することがあってはならない。このため、試験の難易度については、現行の林業専門技術員資格試験以上のレベルを維持することが必要である。

(3) 受験資格

ア 学歴要件

近年、大学における学部名称等が変更され、かつて林学科であったものが森林科学科、生物環境学科等に変更されるとともに、林学科やそれに類する学科を設けていなくとも、カリキュラムの中に森林・林業に関する講義を設けている大学も存在している。このような中で、受験資格として「林業に関する正規の課程を修めている」ことを求めたとしてもその判定が困難であり、学歴要件としての履修課程の区分を設ける必要性が認められない。

また、「森林法施行令に基づき農林水産大臣の指定する試験研究機関及び教育機関を指定する件(昭和33年2月15日農林省告示第125号)により農林水産大臣の指定する教育機関を卒業した者について、現行の林業専門技術員資格試験においては、当該教育機関の卒業が学歴として認められていないが、当該教育機関では森林・林業に関する専門的教育が行われていることを考慮し、受験資格を付与する必要がある。

イ 実務経験年数

林業普及指導員として有すべき森林・林業に関する技術や知識、林業現場等における課題解決能力及び実践的な指導力は、実務経験の有無に左右されることから、現行の林業専門技術員資格試験においても、受験者に対し林業に関する実務経験を求めているところである。

しかしながら、「人」とのつながりを根幹とする林業普及指導員として必要な能力は、普及指導職員として直接森林所有者等と接する中で向上していく面が大きいことから、比較的早い時期から普及指導職員としての経験を積んでいくことが重要であり、林業普及指導員に任用される資格を得るに当たって、必要以上に多くの実務経験を求めることは好ましくないと考える。

また、現行の林業改良指導員資格試験の合格者については、それなりの知識を有していることから、制度の移行後も引き続き普及指導業務に就くことが可能となるよう配慮すべきとの指摘もあり、現行の林業専門技術員資格試験で求める実務経験年数より短い実務経験年数を要件とすることが適当である。

(4) 専門項目

近年の森林・林業に対する多様かつ高度な要請に対応していくためには、林業専門技術員資格試験における専門項目についても再検討する必要がある。

森林・林業に関する課題の解決に当たっては、様々な情報を組み合わせることが重要となっており、林業普及指導員に対しては、より幅広い知識・技術が求められるものと考え。このため、普及指導員の職務の範囲を特定の専門分野だけに固定されないよう、現行の専門項目の様な区分は設けないこととし、試験時に専門分野を選択するという方式にすることが好ましい。この際、選択科目は、別紙のとおり現行の専門項目を整理・統合したものとすることが適当である。

2 試験方法について

これまで、林業専門技術員の資格試験は、一次試験（書類審査）及び二次試験（筆記試験、口述試験）により実施してきたところであるが、普及指導職員の一元化に伴い、林業普及指導員に求められる資質の有無を判断するために必要な試験方法について、受験者の負担も考慮に入れて見直す必要がある。

林業普及指導員の職務内容は、専門項目に関する調査研究と森林所有者等に対する普及・指導であるので、調査研究に当たっての専門項目に関する深い知識と、現場において森林所有者等の様々な要請等に応え得る幅広い知識が同時に求められるとともに、森林所有者等に対する技術・知識の普及・指導を行い得る能力が求められる。

このことから、試験の実施に関する基本的な考え方は以下のとおりとする。

(1) 試験方法

試験は、筆記試験、口述試験により行う。

ア 筆記試験

審査項目及び出題区分等は、以下の方式を基本とする。

審査項目	解答方式
共通科目 ・森林・林業に関する基礎的な技術・知識 ・普及指導に関する知識	択一式
選択科目 ・専門的な技術・知識、課題解決能力	択一式 小論文式

イ 口述試験

口述試験においては、面接等の方法により、意欲、適性、森林・林業現場の課題解決能力及びコミュニケーション能力を中心に審査を行う。

ウ その他

林業専門技術員資格試験において実施していた書類審査については、課題に対する論文作成に長期の時間を費やしてきたが、筆記試験などで十分審査可能であることから実施しないことが適当である。

(2) 出題・審査

出題・審査は、学識経験がある者、普及指導活動経験のある者等のうちから審査委員を委嘱して行うことが適当である。

3 林業改良指導員資格試験合格者の扱い

現行の林業改良指導員資格試験に合格している者に対する資格試験の実施に当たっては、当該者が基礎的技術や専門的技術に関する知識等を既に相当程度習得していることを考慮して、受験に必要な経験年数、試験方法を定める必要がある。

なお、新たな普及指導職員の待遇については、これまでの経過も踏まえつつ、地域の実情に沿った対応が図られることが重要である。

4 今後の取扱い

具体的な試験方法、試験内容、配点割合、合否基準等試験の詳細については、以上の考え方を踏まえて、別途専門的な検討を行う必要がある。

研修について

林業普及指導員については、資格試験に合格することにより、任用段階で森林所有者等のニーズに対応できる一定水準の技術・知識レベルは有していることとなるが、技術の応用能力、普及指導能力、地域の森林・林業に関する状況全体を視野に入れた調整能力等は任用後の経験の蓄積等により向上が図られるものである。

また、森林・林業に関する技術・知識の進歩・変化に対応し、林業普及指導員のもつ知識、情報を常に刷新していかなければならない。

加えて、今後、少数精鋭の体制で多くの課題に対応していくことが求められており、個々の林業普及指導員が、その知識や技術あるいは関係者との連携・調整能力を今以上に高いものとして備えることが必要であり、このため、林業普及指導員の研修方法の見直し・充実を図ることが必要である。

1 基本的考え方

林業普及指導事業については、「林業普及指導事業の在り方に関する懇談会」報告において、林業普及指導事業の取り組むべき課題を 持続的な森林経営の確立に資する技術の移転、 地域全体として取り組む課題実施への参画、 地域の取組へのサポートに重点化することとされているところである。このため、林業普及指導員に対する研修内容についても、これらの課題に対応するために必要な能力の取得・向上を考慮して行うべきであり、専門的技術・知識の水準や普及指導能力の向上のほか、関係者との連携・調整能力の向上にも留意した研修内容とする必要がある。

また、森林・林業が抱える課題についても、地域ごとに抱える問題は多種多様であることから、特に都道府県段階で行う研修等については、地域の特色、現場のニーズを十分に把握した上で、それぞれの地域の問題解決に必要な能力の向上に資する内容としていく必要がある。

2 研修の種類

研修の種類としては、初めて林業普及指導員として任用される際に行う新任者研修、林業普及指導員の技術・知識レベルを一定以上に保つとともに、最新の技術の情報収集を行うための一般研修、専門分野におけるより高度な技術・知識を取得するための専門研修などが考えられる。

(1) 新任者研修

林業普及指導員としての職務遂行能力を向上させ、資格試験合格時と任用時における森林・林業に関する技術・知識や林業普及指導事業の方向性のギャップを埋める目的から、新規任用の機会を捉えて実施する。

また、普及指導職員としての業務の遂行のためには、資格試験において確保される全国統一的な森林・林業に関する技術・知識に加え、地域の森林・林業の状況や知識・技術の特徴などの十分な把握が重要である。このため、林業普及指導員の任用に当たっては、都道府県段階でも研修を行っていく必要がある。

(2) 一般研修

全国の林業普及指導員の知識・技術レベルを一定以上に保ち、普及指導事業への信頼を確保する観点から、林業普及指導員としての職務遂行能力の維持・向上と森林・林業に関する最新の技術の情報収集を行うために行うものである。

基本的には、林業普及指導員として任用後、一定期間毎に国が企画・実施する研修を受講することが望ましく、国は比較的簡易に受講できるような研修方法を用意することが重要である。

(3) 専門研修

より専門性の高い技術・知識の取得を目的とするもので、林業普及指導員のうち、専門家としての役割を期待される者や特定分野における専門性を高めることを望む者が対象となる。

(4) その他

様々な普及活動の事例に数多く接することは、林業普及指導員が普及指導活動を行う上で有益であることから、都道府県の内外を問わず、他の普及指導職員と交流し情報を交換する機会を設けることは重要である。

また、地域の個別課題の解決のために特殊な技術・知識を学ぶ必要があった場合に行う勉強会のようなものも、普及指導活動において重要な役割を果たすものである。

3 研修方法

普及指導職員は日常多くの業務をこなしており、熱心な普及指導職員ほど、なかなか研修に参加できないという悩ましい問題もある。

このため、中央で行う研修のほか、ブロック毎、都道府県毎に行う研修、インターネットを利用した研修や通信研修など様々なものを用意するとともに、林業普及指導員の資質の維持・向上にとって必要な最低限の研修については、同様のプログラムを年に数回行うなど、林業普及指導員が研修に参加しやすい制度づくりが重要である。

また、効果的・効率的な研修となるよう、講義等を中心とした集合研修や自己学習はもとより、討議、演習、実習等の手法を取り入れるとともに、教育機関、試験研究機関の活用や林家、先進地さらには、海外への派遣・留学等を積極的に行うことも必要である。

4 国と都道府県の役割分担

一貫性のある考え方の下に効果的・効率的かつ体系的に普及指導員研修を行えるよう国及び都道府県の役割分担を明確にする必要がある。

(1) 国段階

林業普及指導員の資質を全国的に高いレベルに平準化させるための研修など、国で統一的に行うことが効果的な研修や、国段階で開発された先進技術等に関する研修を企画・実施する。

具体的には、森林・林業行政及び林業普及指導事業の方向、全国的に普及すべき技術や解決すべき課題に関する研修、独立行政法人試験研究機関で開発された高度先進的な技術に関する研修等が考えられる。

また、都道府県が行う林業普及指導員研修の支援等、研修環境の整備を行うことも必要である。

(2) 都道府県段階

林業普及指導事業を進める上で、地域において取り組むべき技術や課題解決のための研修を基本としつつ、国段階で実施した研修の内容や情報を都道府県内の他の林業普及指導員へ伝達研修や、都道府県の試験研究機関で開発された技術に関する研修等を企画・実施する。

(3) その他

近隣の都道府県同士は、森林・林業を取り巻く状況が近似していることから、林業普及指導事業に求められる課題にも共通点が多い。

このため、近隣の都道府県が共同で意見交換会や研修会を実施することは極めて有意義である。

このような取り組みについても、都道府県が企画・実施し、国がこれを支援するなど、国と都道府県の適切な連携のもと実施することが重要である。

おわりに

本報告書は、3回にわたる検討会の検討結果をとりまとめたものであり、今後、この基本的な考え方を踏まえ、林野庁において資格試験制度及び研修体系の具体化を進められることを求めたい。

また、都道府県、普及指導職員、関係機関・団体においてもそれぞれ必要となる取組を進められることを期待するものである。

新たな林業普及指導職員の資格試験における選択科目について

